手数料領収済	公　印
¥1,300	
第　　号	

住宅用家屋証明申請書【記載例】

租税特別措置法施行令

（イ）■ 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

■ (a)新築されたもの
□ (b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

□ (c)新築されたもの
□ (d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

□ (e)新築されたもの
□ (f)建築後使用されたことのないもの

（ロ）■ 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

■ (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
□ (b)（a)以外

該当する項目を■と表示
【第41条】
・本人が建築主である新築の注文住宅
・建築後使用されたことのない住宅
（新築の建売住宅、分譲マンション等）

【第42条第1項】
建築後使用されたことのある住宅
・中古住宅

該当する項目を■と表示
【第41条】(新築)
・注文住宅
(a)、(c)、(e)のいずれか
・建売住宅・分譲マンション等
(b)、(d)、(f)のいずれか

【第42条第1項】(中古)
(a)、(b)のいずれか

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

豊 島 区 長　　令和　　年　　月　　日

郵送申請の場合は、申請日を記入しないでください

氏名

電話

申請者の住所	登記申請者の住所（住民票の住所）		
申請者の氏名 （所有権の持分は記入不要）	登記申請者の氏名（住民票の氏名）　※所有権の持分は記入しないでください		
家屋の所在地	建物の地名地番（登記事項証明書のとおり記入）		
建築年月日	建物を新築した日（登記事項証明書のとおり記入）		
取得年月日	建物を取得した日（売買契約書等の日付を記入）		
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	移転登記の場合、売買、競売のいずれかを■と表示		
申請者の居住	入居済、未入居のいずれかを■と表示。未入居の場合は入居予定日を記入		
床 面 積	床面積の合計 （登記事項証明書のとおり記入）	構　造	建物の構造 （登記事項証明書のとおり記入）
区分建物の耐火性能	区分建物の場合、耐火又は準耐火、低層集合住宅のいずれかを■と表示		
工事費の総額 （（ロ）(a) の場合記入）	対象となる工事費の合計額を記入	売買価格 （（ロ）(a) の場合記入）	当該家屋の取得金額を記入
備考	必要に応じ使用		

【本人が建築主である新築の注文住宅】
建築年月日のみ記入

【建築後使用されたことのない住宅（新築の建売住宅・分譲マンション等）】
取得年月日のみ記入

【建築後使用されたことのある住宅（中古住宅）】
建築・取得両方の年月日を記入

下記のいずれかの場合は「耐火または準耐火」となります。
・建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物（確認申請書の副本で確認）
・登記簿の構造欄の記載が、石造、れんが造、コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれか

豊島区処理欄		
	共通	第41条 （新築の注文 □住民票♦ □登記事項証明書◎ □建築確認済証また
	未入居	
	他	係

豊島区の処理欄です。
記入しないでください

住宅用家屋証明書【記載例】

租税特別措置法施行令

（イ） □ 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

□ (a)新築されたもの

□ (b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

□ (c)新築されたもの

□ (d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

□ (e)新築されたもの

□ (f)建築後使用されたことのないもの

（ロ） □ 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

□ (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

□ (b) (a)以外

記載不要
申請書と連動して
自動表示されます

の規定に基づき、下記の家屋（令和　年　月　日　■ 新築　□ 取得 ）が
この規定に該当するものである旨を証明します。

右記と合致する新築または取得年月日を記入

該当する項目を■で表示する

【新築】
（イ）の(a)、(c)、(e)の場合

【取得】
（イ）の(b)、(d)、(f)、（ロ）の場合

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	豊島区　丁目　番地
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	□ 売買　□ 競売

豊都建証第　　号

豊島区の処理欄です。記入しないでください

令和　　年　　月　　日

豊島区長　高際 みゆき